

令和 8 年第 1 回臨時会

孺恋村議会会議録

令和 8 年 1 月 15 日 開会

令和 8 年 1 月 15 日 閉会

孺恋村議会

令和8年第1回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月15日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○報告第1号の上程、説明、質疑	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉議及び閉会の宣告	21
○署名議員	23

令和 8 年 第 1 回 臨時 村 議 会

(第 1 号)

令和8年第1回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和8年1月15日（木）午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について（自転車損傷による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）
- 日程第 4 承認第1号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 5 承認第2号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第3号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第4号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 8 議案第1号 令和7年度嬭恋村一般会計補正予算（第4号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	熊 川 明 弘 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	黒 岩 孝 義 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	野 寺 美 枝 君	建 設 課 参 事	土 屋 光 行 君
農林振興課長	土 屋 和 彦 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君
観光商工課長	竹 淵 幹 雄 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	宮 崎 清 君

事務局職員出席者

議会事務局長	目 黒 康 子	書 記	横 沢 右 京
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和8年第1回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、会議録署名議員に、6番、石野時久議員、8番、土屋幸雄議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（自転車損傷による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第1号 専決処分の報告について、村道瑕疵による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について報告をさせていただきます。

本件については、村道干俣仙之入線内を自転車で走行中に、道路に敷設したグレーチングの隙間により自転車に損害を与えたもので、損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたものでございます。

村長において専決処分することができる事項の指定（昭和60年議決）第2号により専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

詳細につき、担当課長より説明させていただきますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課参事。

〔建設課参事 土屋光行君登壇〕

○建設課参事（土屋光行君） 報告第1号 専決処分の報告について説明をさせていただきます。

専決処分書をご覧ください。

令和7年専決第17号、専決処分書。

1、専決処分事項、自転車損傷による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

2、専決処分内容、（1）事故発生日時、令和7年9月8日、時間におきまして11時45分頃と確認しております。

事故発生場所、村道干俣仙之入線、三原地内となっております。

相手方につきましては、伊勢崎市在住の方でございます。

事故状況ですけれども、村道を自転車走行中に、敷設されていたグレーチングの隙間にタ

イヤが落ちたことにより起こった事故となります。

補足としまして、グレーチングの隙間について説明させていただきます。

通常ですと、横断しているグレーチングがございまして、何枚かのグレーチングで設置されているんですが、通常であれば、ぴたっと隙間なく設置されている形になっておるんですが、現場のほうを確認しましたところ、横断するU字溝に固定する形でU字溝が固定されています。その固定されているU字溝自体が水平を保てなくて、片方が落ちているような状態になりまして、ここに隙間が生じた形で、そちらのほうに自転車が落ちた形となっております。

寸法としまして、幅およそ3センチ、長さおよそ80センチぐらいの溝がございまして、そちらのほうに自転車が落下した形となっております。

続きまして、和解の内容についてでございますが、事故により生じた物損補償費用に当たる38万2,250円の債務があることと認め、損害保険会社により支払うものとなっております。

和解年月日につきましては、令和7年12月24日となっております。

今後につきましては、このような事故が起こらないよう、定期的な点検を実施する中で、しっかりと対応してまいります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 分かりやすい説明だったんですけども、2点お聞きします。

自転車で転んだか何かしたら、やっぱり相手の方は、けがとか何か全然なかったのかどうか、そこら辺の補償とかが今どうなっているのかということと、この負担割合は、こういう場合も100%になるのかどうか、その辺についてと、それから今後というところで、今、定期的な対応と言いましたけれども、先日の議会運営委員会で、やっぱりそういうものの走行とかについて、今後も対応していかなければいけないというのでは、村としてどのように今後の道路状況の管理をしようとしているか、すみません、3点についてお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課参事。

〔建設課参事 土屋光行君登壇〕

○建設課参事（土屋光行君） 伊藤議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

まず1点目、被害者の方、こちらの方、おっしゃるとおり、打撲、擦り傷等がございまし

て、現在通院されているとのことでございます。

今回の和解につきましては、物損の部分、自転車ですとか装備品につきましてはの和解という形になっております。この査定額なんですが、保険会社のほうで確認しましたところ、新車で購入した場合の自転車、こちらの2分の1、これが査定額となってくるということでございます。

3番の定期的な対応ということでございますけれども、事故現場のほうにつきましては、現在一応、冬期の通行止めということで、通行開始までに事態の改善を図らせていただきたいと思っております。

今後、似たような場所、現場パトロール、いろいろあることはあるかと思っておりますけれども、そういった中で、同じような場所を確認できた場合にですが、すぐに対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、承認第1号 孺恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第1号 孺恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が可決・成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和7年12月16日、当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 承認第1号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、詳細説明をさせていただきます。

令和7年12月16日の国会におきまして、人事院勧告に基づきます国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決・成立いたしました。これに伴いまして、本村の当該条例改正を専決処分にて行ったものでございます。

訂正内容につきましては、ご提出資料の3枚目、改正文の1ページ目をご覧ください。

改正点が3点ございます。

まず1点目が、宿日直手当を1回につき、現行の4,400円から4,700円に改定するものでございます。

2点目が、期末・勤勉手当の支給月額の設定でございます。年間4.6月分を年間4.65月分としまして、期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、合計で年間0.05月分を引き上げる改定となっております。

3点目です。職員の月例給の改定になります。平均改定率が3.3%引き上げの改定となっております。次ページ目の別表1のとおりに改正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、承認第2号 孺恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第2号 孺恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が可決・成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、令和7年12月16日、当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 承認第2号 孺恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、詳細説明をさせていただきます。

ご提出させていただきました資料の最終ページ、4ページ目の新旧対照表をご覧ください。

期末手当の改正となります。現行の100分の230を100分の235に、職員同様0.05か月分を引き上げ、本年の4月以降は100分の235を100分の232.5に引き下げまして、6月と12月の支給月にそれぞれ0.025月分として、平準化して改正するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 特別職の給与は、村の給与審議会というか、そういうところにも、今回はかけられて決めたのでしょうか。それについてお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

特別職報酬審議会については、開催はしておりません。

特別職報酬審議会につきましては、特別職の報酬額そのものについて、第三者的な見地からご意見をいただくための機関と認識しております。今回の改正につきましては、人事院勧告に基づき、一般職との均衡を図る観点から、制度的な改正・支給と理解しております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私はこれには、反対の意味で討論をしたいと思います。

先ほど村長の説明にあったように、これは人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正でした。

提案理由に書いているように、特別職ということを書いているというのは、人事院勧告の趣旨からいって、人事院勧告の発足した理由からいって、特別職にまでもする必要はないんじゃないかという思いと、それから、12月16日に閣議決定されたけれども、それと、今後審議される地方創生交付金のことも早くやるようにと述べていたのに、自分たちの給与だけ早く決めて、住民に配る交付金については閣議決定を待って、それからという感じでやって、こっちは専決したけれども、地方創生交付金のほうはそういう早い措置を取らなかったというのでは、本当に住民が今物価で大変なときに、自分たちのことだけをやるというところで、自分としては何かそういう気持ちもあるので、これには賛成できませんので、そういう意見

を述べて終わりとします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、承認第3号 孺恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第3号 孺恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が可決・成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和7年12月16日、当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 承認第3号 孺恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、詳細説明をさせていただきたい
と思います。

ご提出資料の最終ページ、4ページ目の新旧対照表をご覧ください。

先ほどの特別職と同様、現行の100分の230を100分の235に改正し、0.05か月分を引き上
げ、本年の4月以降につきましては100分の235を100分の232.5に引き下げ、6月と12月の
支給月にそれぞれ0.025月分として平準化し、改正するものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先ほどの特別職のときと同じように、人事院勧告の趣旨からいって、
議会にまでそれを遵守することは私は必要ないと思いますので、今現在の住民のいろんな物
価高騰で大変なときに、すぐ専決して自分たちの給料だけを上げるということでは、自分の
本旨にそぐわないので、反対といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、承認第4号 孀恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第4号 孀恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）が可決・成立したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和7年12月16日、当該条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

[総務課長 熊川明弘君登壇]

○総務課長（熊川明弘君） 承認第4号 孀恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、詳細説明をさせていただきます。

ご提出させていただきました資料の3枚目、改正文の1ページ目をご覧ください。

第10条におきまして、期末手当の基礎額に100分の125を乗じていたところを100分の127.5としまして、0.025月の増額改正とするものでございます。

また、勤勉手当につきましては、条例に支給率の記載はございませんが、一般職員と同様、0.025月の増額となり、年間合計で0.05月分を引き上げる改定となります。

また、職員の月例給の改定と同様に、平均改定率3.3%の引上げの改正となっております。次ページの別表1のとおり、給料表の改正をするものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 4ページに書いているように、4月1日からということは、遡求して行うということのようですので、自治体によっては、遡求しないで遅く始めるというか、令和8年度からというところもあるようですけれども、そういう任用職員に対する手当を厚くしたということで、私は、この点については大いに賛成したいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は提案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議案第1号 令和7年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第1号 令和7年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）につきまして、私からは概要を説明させていただき、補正予算の詳細及び事業内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いをいたします。

一般会計の歳入歳出それぞれ1億6,670万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ90億7,553万3,000円とするものでございます。

慎重なるご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 議案第1号 令和7年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出の総額にそれぞれ1億6,670万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,553万3,000円とするものでございます。

補正予算の主なものをご説明させていただきます。

6ページ目をご覧ください。

主な歳入補正につきましては、国庫支出金におきまして、国の総合経済対策によります物価高対応子育て応援手当及び物価高の中での生活者支援としまして、重点支援地方交付金の増額補正となります。また、重点支援地方交付金を当初予算で予算化されております既存の事業に充当したことに伴います財政調整基金の減額補正となっております。

続きまして、歳出補正の主なものをご説明させていただきます。

7ページ目をご覧ください。

総務費におきまして、重点支援地方交付金を活用しまして、生活者支援としまして1億3,766万1,000円、また、安全・安心な地域の構築経費としまして836万円の増額補正となっております。

続きまして、8ページ目をご覧ください。

民生費におきまして、当初予算に計上しました出産祝い金や児童・生徒の入学・卒業祝い金へ重点支援地方交付金を充当したことによります財源更正となっております。また、物価高対応子育て応援手当の支給によります2,068万3,000円の増額補正となっております。

以上、雑駁ではございますが、補正予算の詳細説明とさせていただきます。

なお、事業の内容につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） それでは、重点支援地方交付金の事業の説明をさせていただ

きます。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金の補正予算の成立を受け、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰による村民生活への影響を緩和するとともに、地域の安全・安心の確保を図ること、子育て支援のための必要な経費を計上するものであります。

本村につきましては、生活の安全保障、物価高への対応として家計応援商品券と、地域の安全・安心における防犯対策として防犯カメラの整備と青色防犯パトロール車の更新と、子育て支援事業で実施している出産祝い金及び新生活準備金について、財源充当を行うこととさせていただきますと考えております。

事業の概要になりますが、7ページをご覧ください。

物価高騰対策支援事業につきましては、物価高騰の影響を受けている住民の家計負担の軽減を図るとともに、村内事業者における消費を喚起し、地域経済の下支えを行うことを目的として実施するものでございます。

具体的には、住民登録のある住民を対象に、世帯主に対し世帯員の人数に応じて配付するもので、1人当たり1万5,000円の商品券を配付するものでございます。

利用については、村内の登録事業者で利用することが可能となるものとし、使用期間については、令和8年3月から令和8年9月末までを予定しているところでございます。

スケジュールにつきましては、今回の補正予算のお認めをいただいた後に、商品券の印刷、商品券の取扱事業者の募集等を行い、2月末には商品券の封入作業、発送業務を行い、3月には利用できるようにしたいと考えているところでございます。

次の防犯対策事業ですが、物価高騰の影響を受ける村民の消費の下支えにつなげるため、防犯対策の強化として実施するもので、地域の安全・安心な生活環境を確保することを目的として、防犯カメラの更新するものと青色回転灯装備車両を更新させていただきたいと考えております。

8ページの児童福祉総務費については、従前より実施している出産祝い金、小・中学校の入学及び中学校卒業祝い金について、今回の交付金を活用するための財源充当となります。

重点支援交付金における事業費の総額は1億5,320万1,000円であり、その財源につきましては、ほぼ全額を重点支援地方交付金で充当するものでございます。

それぞれの事業費の内訳といたしましては、物価高騰対策支援事業費1億3,766万1,000円、防犯対策事業費836万円、子育て支援事業費718万円として計上させていただいております。

また、物価高騰対策支援事業費に係る給付費 1 億 3,437 万円についてになりますが、商品券の使用期限が令和 8 年 9 月末までと予定させていただいていることから、繰り越す必要があるため、3 ページにあります第 2 表繰越明許費として計上させていただきました。

以上で、重点支援地方交付金を活用した事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 野寺美枝君登壇〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） 物価高対応子育て応援手当について説明させていただきます。

こちらの事業ですが、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国の子供たちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給するものとなっております。

婦恋村の対象児童は、平成 19 年 4 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日までに生まれた児童で、子供 1 人当たり一律 2 万円の給付となります。婦恋村の対象児童は約 1,000 名ほどとなっております。所要額は事務費を含め、2,068 万 3,000 円を計上させていただきました。

今後の予定ですが、今週、受給対象者宛ての通知を発送するとともに、2 月の広報に事業に関する記事を掲載し、周知いたします。

給付方法は原則、申請を必要としないプッシュ型で、児童手当登録口座への振込みとなっております。システム改修が 2 月に完了する予定でありますので、改修終了後、手続を行い、3 月中旬以降、指定口座への支給となる予定です。

以上、物価高対応子育て応援手当についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

8 番、土屋幸雄議員。

○8 番（土屋幸雄君） 今回の補正の物価高重点交付金ということで、婦恋村は商品券を発送、住民 1 人に 1 万 5,000 円配るということでございますけれども、国が推奨していたおこめ券とか、そういうのは対象にしなかった理由とかはあるんですか。米の商品券だけでしていくと、それもいろんなことに使えるということで、国がしていたと思うけれども、婦恋村は、これは現金を支給する、商品券をやるということで決めたわけでございますけれども、そのような利点とか、村民に還元できる金額が多いほうを選んだのか、その辺のことをお願いし

たいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまの土屋議員のご質問にお答えさせていただきます。

おこめ券などについては、検討は行ったところではございますが、今回の事業については、物価高騰に対する家計負担の軽減と合わせて、経済の下支えを目的とさせていただいております。ですので、おこめ券については検討はしたんですが、今回の商品券の中で、各小売りだったり飲食業の村内の業者で使えることとなりますので、そういったところで、お米の購入も併せて行えるということが可能となっておりますので、そのあたりで対応できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ということは、お米を、何でもこの商品券では換えられるということ
でよろしいんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、お米についても、村内になりますが、各事業所、商店等でお米を
購入できますので、そういった形で物価対策を行えればと思っておりますので、よろしくお
願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 今、国は、解散がささやかれております。国の補正予算で、もし解散
となれば、この補正予算が遅れるというようなことはございませんか。その辺の確認をお願
いしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、解散という話もあると思いますが、そういったことの影響のない
ように、このまま本日の補正予算が成立すれば、スケジュールどおりに進めたいと考えてお

りますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 1点確認させてもらいたいですけれども、物価高対応子育て応援手当、先ほど課長の説明ですと、入学祝い金だとか卒業だとか、そういうところの費用を充当したということなのですが、そういう解釈でいいんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまの下谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今回は、当初から見込んでいる財源の充当ということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

そういうことで問題はないんですけれども、せっかく国から交付金があるわけですから、やはり孀恋らしさ、孀恋村の子育て支援に対する考え方を出すためにも、もう少し、今まであったところに予算を充当するのではなくて、新たにこういうものをつくりますよという、そういう考え方はないのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の交付金を活用することで、一般財源の負担軽減ということもありますし、議員おっしゃるとおり子育て支援ということで、こういった入学祝い金だったり卒業の準備金については、村独自でやっていることではありますので、そこに充当させていただくということで、必要な子育て支援を確実に実施できるようにしたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 使途については、もちろん理解をしています。理解をしているんですけれども、村長、福祉の村ということなんではないんですかね。それだったら、もう少し子供たちとか、そうした人たちに違う方向でこの費用を使う、今まで予算は計上されているわけですから、そうじゃなくて、返すことばかり考えないで、こういう国から新たにきた財源

は村民にお返しをするんだという、そういう考え方もあっていいと思うんですけども、これは政策的な話なので、村長にご答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

もう少し財源があると、もう少し違った守備範囲を広げることできるのかなと、こう思っております。

それと、国から来る交付金について、余らせることがもったいないということは、下谷議員もご承知のとおりだと思っております。そういう意味で、小学校の卒業、あるいは中学校への入学、あるいは中学校卒業、これについては、村独自の政策で今までもやっていますので、それに充てるんならば、ただ金額に限りがありますので、もし何か一つ新しいことをやるとすると、3,000万円、5,000万円かかるということになると、それだけのお金もかかる、こういうこともありますので、多少残が出て、返すことになるのもったいないので、少しそういうものに充当するというので、最終的に担当レベルで、そういう形で補填させるということでございますので、その辺ぜひともご理解をいただきたいと。

あと3,000万円、5,000万円あれば、また違った手を打てる、こういう気持ちではおりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 防犯対策事業の中の防犯カメラ、設置場所と個数と予定をお願いしたいと思っておりますけれども、どんな場所に。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの松本幸議員のご質問にお答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、12か所を予定しております。このうち10か所につきましては、今までついていたものの更新となります。2か所が新設になりますが、主な既存の10か所の防犯カメラでございますが、主に道路の交差点につけられているものでございます。新設の2か所につきましては、サーラ嬢恋のほうに2か所新設させていただく予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 大体そのような形で、ほぼ決まっているなら、それはそれでいいんですけれども、各区の区長さんとも話をする中で、今、こんなことはないと思うんですが、外国人の皆さんが結構多めになっているわけです。だから、もしかして、カメラが必要な事態が起きないとも限らないんですが、そういうことも含めるの中で、区長さんとの話もちょっと伺って設置場所を、もし、余ると言ったら変だけれども、何かありましたら、そういう設置場所も考えていく方向でというようなことでお願いをしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 松本幸議員のご質問にお答えさせていただきます。

その前に、先ほど私が答弁させていただいたところに誤りがあったので、ご訂正させていただきます。全部で設置は11か所になります。既存のカメラ10カ所及びサーラ嬢恋に1か所の予定でございます。

また、設置場所につきましては、議員おっしゃるとおり、各区の区長とも検討させていただきながら、設置場所の検討をさせていただいて、今後につなげていきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この地方創生臨時交付金の使途について、賛成、一部補強という意味で討論をさせていただきます。

村民の皆さん、嬢恋村はいつ交付金が下りるかねと楽しみにしていたので、私としては、大丈夫ということで、これは必ず来るものだから、みんなにもありますよと話していて、とても楽しみにしておりました。1万5,000円というのは、本当にありがたい商品券だなというふうに思います。

ただ、今後ですけれども、今、下谷議員からも出ましたけれども、私も、本来当初予算に

組んでいたんだから、国から来るものはまたほかの用途で、もっと知恵を出してもよかったんじゃないかなというのが1点あります。それから、今いろいろ質疑の中で出たこととかは、来年度予算にはゆとりの部分として、やっぱり入れておくように、当局としては考えておくことを要望しておきます。

以上、賛成討論とします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和8年第1回嬭恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員